

創立30年の行動する業者団体
坂戸民商ニュース
みんなで相談・みんなで解決

〒350-0214埼玉県坂戸市千代田4-14-4中小企業会館2階

坂戸民主商工会

TEL 049-284-1177 FAX 049-284-1942

IP電話 050-3802-9800

<http://www.support.or.jp/sakado/> email :info@support.or.jp

2021年(令和3年) 1月号 発行日 2021.01.08 <部内資料>



仲間の団結で営業を守ろう

2度目の緊急事態宣言ー飲食店大打撃に 持続化給付金・家賃支援給付金の申請〆切1月15日迄

新年明けましておめでとうございます。



新型コロナウイルス対策として、政府は1月8日から2月7日迄の緊急事態宣言を発しました。対象は東京、埼玉、千葉、神奈川の関東圏です。

埼玉県も新たな感染者が500名近くになり、県南での感染だけでなく全県で拡大し、会内外でも濃厚接触者になる方などが増えてまいりました。これまでにまして①密をさける ②マスク着用 ③手洗い・消毒をこまめに感染に気を付け商売頑張りましょう。

今年もどうぞよろしくお願いいたします。

会長 西村利弥 三役・事務局一同

コロナかな? と思ったら 埼玉県指定 診療・検査医療機関

[埼玉県指定 医療・検査医療機関検索システム](#)で検索

診療・検査医療機関の連絡先が分からない場合、下記まで

埼玉県受診・相談センター

電話048-762-8026 FAX048-816-5801

月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分

県民サポートセンター

電話0570-783-770 24時間・土日祝日も受付

事務所の感染対策とお願い

個別相談は、完全予約制にします。

事務所での感染対策を強めるため会員の皆様には次のことをお願い致します。

- ① 事務所への入室はマスク着用
- ② 受付名簿への氏名記入と消毒
- ③ 埼玉県LINEコロナシステムのチェック
- ④ 会費の支払いや年末調整の資料、決算の資料の提出などを除いて、申告や持続化給付金等の個別相談は予約をお願いします(連絡なしの来訪での相談はお断りすることがあります)

緊急事態宣言による自粛営業の概要と協力金

飲食業は午後8時(アルコール提供は7時)迄で閉店



埼玉県では緊急事態宣言による時短営業(休業含む)に対し一日6万円の協力金を支給(国の補助金)することとなりました。条件は、時間短縮営業(期間は1月12日～2月7日)と①彩の国安心宣言、②埼玉県ラインコロナお知らせシステム③時短営業のお知らせの三点を店の内外に掲示することが条件となっています。三点セットの必要な方は事務局までご連絡ください。尚、協力金の支給申請は、2月8日からとなりますのでそれまでお待ち下さい。

春の運動特別会費納入のお知らせ

例年お願いをしている春の運動の特別会費(第36回定期総会で決定一会員ひとり5,000円)は2月分と3月分の会費にそれぞれ2,500円上乗せして請求しますのでご協力のほどよろしくお願い致します。 坂戸民商会計 榎又俊雄

恒例の新春のつどいと

自動車パレードは中止とさせていただきます

毎年恒例の「新春のつどい」はコロナ感染の拡大に伴う緊急事態宣言などもあり、開催することが困難になりましたのでどちらも中止とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対応について

国の緊急事態宣言に伴う緊急処置を次のようにさせていただきますのでご協力のほどよろしくお願い致します

- ① 源泉税納付関係の取扱
納付書のお渡し日 1月18日(月)19日(火)
時間 午前10時～12時 午後1時～午後4時
- ② 法定調書、源泉徴収票などの押印日時
1月26日 毛呂山、越生、日高の会員さん
1月27日 鶴ヶ島市の会員さん
1月28日 坂戸市の会員さん
の3日間に拡大し密をさける処置をとりますのでよろしくお願い致します。
- ③ 確定申告の相談会の日程
現在、公共施設の利用が緊急事態宣言によって利用停止となっており、状況によって3月迄利用制限が続くことも考えられます。よって確定申告の支部別相談会の会場確保が難しくなっております。詳細は2月に入ってお知らせすることとなりますが、予約制による「事務所」での相談会も考え中です。今しばらくお待ちくださいようお願い申し上げます
- ④ 労働保険の納入は1月29日(金)迄に振込でお願いします

令和2年度 過去にない危機の中
民商ニュースで学び活力を <http://sakadominsyo>



Line:ID/sakadominsyo 登録を

新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の固定資産税・都市計画税軽減措置の活用を

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対し、保有する償却資産及び事業用家屋の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、令和3年度課税分に限り、課税標準が軽減されます。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者等

※中小企業者等…

資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人

資本または出資を有しない法人の場合、従業員1,000人以下の法人

常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人ただし、大企業の子会社等（以下のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。等々



軽減対象

償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税

事業用家屋に対する都市計画税

（事業用家屋…法人税または所得税において損金または必要な経費に算入される家屋）

軽減率

令和2年2月から同年10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が前年同期比で、

30%以上50%未満減少した場合…2分の1

50%以上減少した場合…全額

認定申請

※税務、財務等の専門的知識を有し、一定の事務経験を持つ中小企業等強化法に規定する

認定経営革新等支援機関（税理士、公認会計士、金融機関、商工会など）の認定が必要です

認定経営革新等支援機関等の一覧については、[認定経営革新等支援機関のホームページ](#)＜外部リンク＞から

持続化給付金・家賃支援給付金該当者は全て対象です

〆切は2月1日です。対策は早めに

中小事業者等が新たに投資した先端設備等の固定資産税の特例措置の拡充・延長

生産性向上特別措置法に基づく先端設備導入計画の認定を受けた中小事業者等が取得した償却資産について、固定資産税の特例を3年度間受けることができます。（詳しくは、事務局まで）

がんばる事業者紹介サイト「さかエール」

坂戸市が設置しました。登録して活用を